

**長野県告示第615号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）
第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

1 起業者の名称

千曲市

2 事業の種類

上山田子育て支援センター建設事業

3 起業地**(1) 収用の部分**

千曲市大字上山田字神戸地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由**(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）**

上山田子育て支援センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関するものである。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である千曲市は、事業遂行について必要な財源措置を講ずることを確約しており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）**ア 本件事業の施行により得られる利益**

千曲市の総人口は、平成17年の国勢調査では64,022人となり、平成11年の64,766人（推計人口）をピークに微減傾向をたどっている。また、平成17年の総人口のうち14歳以下の年少人口割合は14.3%で、平成7年の16.1%と比べ約2ポイント減少している。さらに、平成17年の合計特殊出生率（以下「出生率」という。）も1.30で、平成12年の1.43を0.13ポイント下回っており、今後ますますの少子化が予測される。

このような現状を解消し、将来に向けて地域社会の活性化を図っていくためには、子育てに関する負担感や不安を軽減するとともに、子供を生み育てることに喜びを感じることができ、次代を担う子供達が健やかに成長できる環境を作ることが必要である。

本件事業が施行されることにより、親子で楽しく遊び、友達づくりをしながら親子同士の交流を図ったり、栄養士、助産師、図書館司書の講座を開催したりする拠点ができるから、子育てを総合的にサポートする環境が整備される。また、千曲市内に子育て支援センターが1箇所（更埴地区）しか設置されていないため、戸倉・上山田地区の利用者が遠方まで出向かなければならない現状も解消される。

イ 本件事業の施行による影響

起業地周辺には保育園、小学校等があるほか隣接する民家が少なく、畠等に囲まれた場所であることから、本施設が地域住民の生活環境へ及ぼす影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）**ア 本件事業を早期に施行する必要性**

出生率低下を抑制し、将来に向けて地域社会の活性化を図る必要があり、そのためには、安心して子供を生み育てる環境づくりが必要であること、また地域住民からも建設を要望する声が多く出されていることから、早期の対応が必要となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、本施設の建設及び駐車場、緑地等の整備のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

千曲市役所戸倉庁舎

土地・景観課

長野県告示第616号

平成18年12月25日長野県議会定例会において認定された平成17年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

平成17年度長野県一般会計歳入歳出決算

1 歳 入

款	予 算 現 額	決 算 額	比 較
1 県 税	2108 億 2182 万 7000 円	2111 億 583 万 4319 円	2 億 8400 万 7319 円
2 地方消費税清算金	466 億 316 万 1000 円	466 億 316 万 1387 円	387 円
3 地 方 譲 与 税	168 億 4422 万 4000 円	168 億 4422 万 4000 円	0 円
4 地方特例交付金	133 億 8226 万 8000 円	133 億 8226 万 8000 円	0 円
5 地 方 交 付 税	2381 億 3435 万 5000 円	2381 億 3435 万 5000 円	0 円
6 交通安全対策特別交付金	9 億 6824 万 5000 円	9 億 6824 万 5000 円	0 円
7 分担金及び負担金	36 億 9929 万 8000 円	37 億 262 万 8215 円	333 万 215 円
8 使用料及び手数料	190 億 4385 万 3000 円	190 億 2155 万 41 円	△ 2230 万 2959 円
9 国 庫 支 出 金	1465 億 7732 万 4122 円	1288 億 9120 万 443 円	△ 176 億 8612 万 3679 円
10 財 産 収 入	15 億 2517 万 3000 円	15 億 4041 万 7272 円	1524 万 4272 円
11 寄 付 金	8042 万 2000 円	8075 万 2000 円	33 万 円
12 繰 入 金	102 億 5541 万 1000 円	98 億 7124 万 5352 円	△ 3 億 8416 万 5648 円
13 繰 越 金	126 億 1529 万 1843 円	126 億 1529 万 2373 円	530 円
14 諸 収 入	795 億 795 万 7000 円	797 億 9823 万 3932 円	2 億 9027 万 6932 円
15 県 債 債	975 億 8500 万 円	862 億 7200 万 円	△ 113 億 1300 万 円
歳 入 合 計	8976 億 4380 万 9965 円	8688 億 3140 万 7334 円	△ 288 億 1240 万 2631 円

2 歳 出

款	予 算 現 額	決 算 額	比 較
1 議 会 費	14 億 4899 万 円	14 億 3718 万 5876 円	1180 万 4124 円
2 総 務 費	350 億 1715 万 8023 円	346 億 5805 万 4505 円	3 億 5910 万 3518 円
3 民 生 費	741 億 2504 万 895 円	710 億 3407 万 3686 円	30 億 9096 万 7209 円
4 衛 生 費	186 億 8755 万 5877 円	183 億 6834 万 479 円	3 億 1921 万 5398 円
5 労 働 費	27 億 58 万 9000 円	25 億 8904 万 8867 円	1 億 1154 万 133 円
6 生 活 環 境 費	61 億 4358 万 6500 円	59 億 8123 万 6884 円	1 億 6234 万 9616 円
7 農 林 水 産 業 費	562 億 6607 万 5414 円	487 億 7894 万 7560 円	74 億 8712 万 7854 円
8 商 工 費	693 億 2112 万 9000 円	691 億 4473 万 8564 円	1 億 7639 万 436 円
9 土 木 費	1541 億 3883 万 4595 円	1268 億 9651 万 8571 円	272 億 4231 万 6024 円
10 警 察 費	424 億 3549 万 9413 円	421 億 9797 万 4204 円	2 億 3752 万 5209 円
11 教 育 費	1953 億 5811 万 1548 円	1949 億 4194 万 7283 円	4 億 1616 万 4265 円
12 災 害 復 旧 費	170 億 1692 万 2233 円	149 億 6807 万 1124 円	20 億 4885 万 1109 円
13 公 債 費	1659 億 5867 万 6000 円	1658 億 9004 万 8927 円	6862 万 7073 円
14 諸 支 出 金	590 億 114 万 9000 円	590 億 37 万 3064 円	77 万 5936 円
15 予 備 費	2449 万 2467 円	0 円	2449 万 2467 円
歳 出 合 計	8976 億 4380 万 9965 円	8558 億 8655 万 9594 円	417 億 5725 万 371 円
	歳入歳出差引残額	129 億 4484 万 7740 円	
	うち基金繰入額	21 億 3300 万 円	

平成17年度長野県特別会計歳入歳出決算

会 計 名	予 算 現 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳 入 岁 出 差 引 残 額
公 債 費	2466 億 1522 万 8000 円	2466 億 1522 万 5709 円	2466 億 1522 万 5709 円	0 円
市町村振興資金貸付金	17 億 4737 万 7000 円	20 億 6914 万 4893 円	14 億 727 万 7000 円	6 億 6186 万 7893 円
母子寡婦福祉資金貸付金	3 億 6975 万 1000 円	3 億 9099 万 3792 円	3 億 5459 万 1112 円	3640 万 2680 円
心身障害者扶養共済事業費	4 億 1404 万 8000 円	4 億 2240 万 3428 円	4 億 1228 万 4199 円	1011 万 9229 円
流域下水道事業費	106 億 1592 万 2500 円	103 億 2021 万 8884 円	100 億 5096 万 9463 円	2 億 6924 万 9421 円
小規模企業者等設備導入資金	5 億 638 万 4000 円	32 億 4891 万 1856 円	5 億 106 万 4855 円	27 億 4784 万 7001 円
農業改良資金	9 億 4253 円	14 億 7312 万 5592 円	4 億 380 万 9526 円	10 億 6931 万 6066 円
漁業改善資金	7251 万 6000 円	6049 万 1052 円	5984 万 9393 円	64 万 1659 円
県営林経営費	14 億 3846 万 7000 円	14 億 6689 万 2265 円	14 億 3397 万 253 円	3292 万 2012 円
林業改善資金	3660 円	5 億 9101 万 646 円	3315 万 6871 円	5 億 5785 万 3775 円
ガス事業清算	121 億 6351 万 2000 円	121 億 6351 万 345 円	121 億 6351 万 345 円	0 円
合 計	2749 億 2233 万 5500 円	2788 億 2192 万 8462 円	2734 億 3570 万 8726 円	53 億 8621 万 9736 円

18監査第45号

平成18年(2006年)9月27日

長野県知事 村井 仁様

長野県監査委員 丸山勝司
 同 樽川通子
 同 東方久男
 同 宮澤敏文

平成17年度長野県歳入歳出決算審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された、平成17年度長野県歳入歳出決算及び同付属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、平成17年度長野県土地開発基金及び平成17年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

平成17年度長野県歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成17年度長野県歳入歳出決算審査の対象は、次のとおりです。

- 1 平成17年度長野県一般会計
- 2 平成17年度長野県特別会計
 - (1) 長野県公債費特別会計
 - (2) 長野県市町村振興資金貸付金特別会計
 - (3) 長野県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計
 - (4) 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
 - (5) 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
 - (6) 長野県農業改良資金特別会計
 - (7) 長野県漁業改善資金特別会計
 - (8) 長野県県営林経営費特別会計
 - (9) 長野県林業改善資金特別会計
 - (10) 長野県ガス事業清算特別会計
 - (11) 長野県流域下水道事業費特別会計
- 3 財産

2 審査の手続

この審査に当たっては、歳入歳出決算並びに同付属書類について、

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか
- 3 財務に関する事務は、法令に適合し、適正になされているか

4 財産の管理は、適正になされているか

などに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、決算資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、あわせて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して行いました。

第2 審査の結果

1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行について

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに関係付属書類は、いずれもその計数が正確であると認められました。

また、予算の執行、経理事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行については、後述の意見のとおり一層改善努力を要するもののはかは、おむね適正に処理されているものと認められました。

2 決算の状況について

(1) 決算規模と収支状況

平成17年度の決算状況について見ると、一般会計では、歳入総額が8,688億3,140万余円、歳出総額が8,558億8,655万余円となっています。

歳入歳出差引額129億4,484万余円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、42億6,411万余円の黒字となり、前年度に比べ12億4,578万余円の増加となっています。

歳入を前年度と比べると、県税及び地方譲与税、地方特例交付金等が増加したものの、地方交付税及び地方消費税清算金、県債等が減少しており、全体として339億3,944万余円(△3.8%)の減少となっています。

歳出については、民生費、生活環境費及び災害復旧費等が増加したものの総務費及び労働費が大幅に減少しており、全体として327億5,900万余円(△3.7%)の減少となっています。

次に特別会計では、歳入総額が2,788億2,192万余円、歳出総額が2,734億3,570万余円となり、前年度に比べ歳入が425億7,521万余円(18.0%)、歳出は423億8,821万余円(18.3%)の増加となっています。

また、歳入歳出差引額53億8,621万余円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は52億2,981万余円の黒字となり、前年度に比べて2億8,187万余円の増加となっています。

(2) 県債の状況

依然として厳しい財政状況の中で、「財政改革推進プログラム」に基づき、投資的経費の削減に取り組むなど、県債発行の抑制に努めた結果、一般会計の平成17年度末県債現在高は1兆5,758億余円で、前年度に比べ389億9,517万余円の減少となっています。

また、特別会計の平成17年度末県債現在高は424億6,167万余円で、前年度に比べ4億2,637万余円の減少となっています。

(3) 財政分析の結果

決算の状況を主な財政分析指標で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.9%で、前年度に比べ1.2ポイント増加しています。

また、地方債の許可制限の指標となる起債制限比率については16.9%と前年度より0.5ポイント減少しました。財政運営の硬直性を示す公債費負担比率は26.8%で前年度に比べ1.4ポイント減少しましたが、依然として一般的に危険ラインとされる20%を大幅に超える状況が続いています。

第3 審査の意見

県内の経済情勢は、緩やかで着実な回復が続いている。

設備投資、住宅投資が増加基調を持続し、個人消費も自動車販売が弱めのものの家電製品が堅調な売れ行きを続け、百貨店売上げも伸びを高めるなど底堅さを増しています。

また、雇用情勢は、平成18年7月の有効求人倍率が1.19倍と前月を0.01ポイント下回りましたが、春から同程度の水準で推移するなど、安定した状態が続いている。

このような状況下、「財政改革推進プログラム」を着実に推進し、積極的な財源の確保と必要な分野への重点的な財源配分により、健全財政への改革の成果はあがっているものの、地方交付税が大幅に削減されるなど、依然として「三位一体の改革」の影響を受け、県財政は引き続き危機的な状況に置かれています。

こうした状況を踏まえ、次の事項に留意して限られた財源を最大限に生かし、適時的確な対応により事業効果を一層高めるよう適切な措置を講じてください。

1 財政運営の健全化

主要財源である県税収入は、景気が引き続き回復基調にあり、企業収益の改善等による法人県民税及び法人事業税や個人県民税が増加し、昨年度に比べて46億余円(2.3%)の増収となった。

本年度の財政見通しに関しては、県税収入は17年度決算見込み額に対し、40億円(1.9%)の増加が見込まれるもの、「三位一体の

改革」の影響を受けて地方交付税が引き続き削減されることから、一般財源の確保が依然として厳しい状況にある。このため歳出にあたっては、事業内容の見直し、投資的経費の必要性の再検討等、財政の健全化に向けて一層効果的・効率的な財政運営に努められたい。

2 財政改革推進プログラムの着実な推進

平成15年2月に策定した「財政改革推進プログラム」が、平成16年10月に見直しされ、積極的に財政改革が進められた結果、県債残高は着実に減少しておりその成果を上げている。このプログラムも3年を経過しており、更なる財政の健全化に向けて、支出の抑制に重点をおいた従来のプログラムに、収入の増加をはかる施策を加えるなど、財政構造の変革を図り、厳しい財政状況の中にあっても真に県民生活に必要な事業への積極的な財源配分を行い、多様化する県民ニーズにきめ細やかに対応し、県民サービスの水準を更に向上させる事業内容となるよう尙一層の努力をされたい。

3 産業振興による積極的な収入の確保

財政改革により、これまで歳出の抑制により県債残高は減少したもの、一方で平成12年から平成15年の産業別県内総生産をみると、第一次産業では1,859億円から1,636億円(△12%)、第二次産業は3兆3,028億円から2兆5,979億(△21%)と落ち込み、県内産業の停滞から一人当たりの県民所得も302万円から273万円に落ち込んでおり、全国平均288万円を下回っている実態がある。

県内経済の活性化のためには、産業支援や企業誘致、公共投資など必要な分野への実効ある対策を打ち出し、県税収入を確保し財政再建の方向を確立されたい。

4 収入未済の解消

平成17年度末の収入未済額は、一般会計で67億9,716万余円(対前年比101.3%)、特別会計で13億5,623万余円(対前年比101%)となっており、依然として多額である。

一般会計収入未済額の主なものは、県税56億5,508万余円(個人県民税23億9,334万余円、自動車税14億9,723万余円など)で、前年度に比べ1億5,503万余円(△2.7%)減少している。

特別会計収入未済額の主なものは、小規模企業者等設備導入資金貸付金 10億7,145万余円、母子寡婦福祉資金貸付金 1億6,928万余円となっている。

未収金の解消については、重要な課題であり、毎年鋭意努力されているものの改善がみられない。県当局においては、個人県民税の未収金対応として県税収納推進センターを設置し、市町村と協働で徴収業務にあたるなど新たな対策を講じられているところであるが、さらに債権回収機構の設立などにより実効ある対応を模索するとともに、新たな未収金の発生防止に努められたい。

また、不納欠損額については、一般会計で5億6,818万余円、特別会計で41万余円となっているが、不納欠損処分にあたっては債務者の資産等の状況を十分に調査し対応するとともに、公平性の観点から単に事務的な処理をすることなく、不納欠損に至らないよう日常の債権管理を適切に行われたい。

5 県有財産の適正管理

普通財産における未利用県有地については、17年度実績で民間等への売却が27件、3億4,047万余円と順次売却等の処分を進められているが、売却に際しては現状施設の有効活用なども考慮しながら、広く県民に情報を提供されたい。また、行政財産使用料、普通財産貸付料の減免についても内容の精査等を行なってきているところであるが、財源確保の観点から引き続き積極的に取り組まれたい。

物品関係については、備付け帳票類と現物が一致しないもの、老朽化して使用していないにもかかわらず不用決定をしていない事例も見受けられたので、各機関においては改めて確認作業を行い活用状況を把握するとともに、物品の適正管理に努められたい。

6 予算の適正執行

予算編成過程において、外部環境の変化や内容についての検討が不十分であった結果、予算執行率が低い事業が見受けられたので予算編成にあたり注意されたい。

予算執行にあたっては計画的な執行に努め、特に政策に伴うものについては安易な流用を行うことなく、可能な限り補正予算の手続を重視し、適時的確な予算を計上して執行されたい。

また、翌年度繰越額については、一般会計で、平成16年度611億6,820万余円、平成17年度が362億2,936万余円と、前年に比べて大きく減少しており、努力のあとが伺えるが、なお相当額が繰越されていることから繰越し原因の分析や入札制度の運用を含めた執行体制の見直し等、複数年にわたる事業を念頭に執行計画の根本的な見直しを行い、引き続き繰越額の減少に努力されたい。

特別会計の繰越しについては、特に流域下水道事業費が、平成16年度11億1,321万余円、平成17年度5億5,563万余円と大きく減少してきているので、今後も下水処理施設の増設及び更新について適切な計画を立てた上で、効率的に事業を執行し繰越額の更なる減少に努力されたい。

7 業務委託契約の適正化

業務委託については、随意契約から競争入札等に移行してきており、透明性、公平性等の確保が図られつつあるが、一部において契約の目的、内容が競争入札に適さないとの理由から、1者による随意契約とし、同一業者に委託している事例が依然として見受けられ

た。

特に専門性を必要とする業務の委託以外は、1者随意契約以外の契約方法によることができると判断されることから、競争入札方式を積極的に取り入れるとともに随意契約においても価格交渉等によりコストの低減を図られたい。

1者随意契約については、真に合理的な理由に基づくものであるか否かを十分検証し、安易に前例踏襲することなく公正かつ競争性のある入札制度導入に努め、もって経費の節減を図られたい。

8 補助金の適正執行

今年度、監査委員として補助金の適正執行を重点監査項目に掲げ、監査において議論してきたところであるが十分とは言い得ず、今後も継続的に議論していく必要性を感じているところである。

限られた財源の中で積極的な補助金の見直し等が行われた結果、廃止・統合など努力のあとがみられるが、今後の補助金執行においても、とりわけ長期継続の補助金について県が補助する必要性、費用対効果や成果などをさらに検証し、廃止や終期の設定も検討するなど一層効果的、効率的な執行に努められたい。

9 入札制度の改善

平成17年度末の平均落札率は、建設工事で81.3%、建設工事に係る委託業務においては69.4%と前年度と比べ上昇傾向にある。入札制度改革における「談合のしにくい入札制度への改革」、「競争性の確保と不当廉売防止・工事品質の確保との両立」、「競争性の確保と受注機会の確保との両立」の3つの柱についてはほぼ確立されつつあるが、上記落札率の推移を見守りつつ、適正な落札価格のあり方について多角的に検討されたい。

また、災害時に地域の防災力を担う建設産業が、一連の入札制度の改革のために弱体化し、土砂災害、豪雪時の地域防災力が低下している状況にある。山岳県ゆえに、谷ごとに生活圏が異なる本県においては、地域ごとの災害への対応力が必要とされ、適正な地域バランスを考慮した建設産業の育成が重要である。そのために、地場産業として安定的に経営が成り立つように、建設産業においては地域貢献度を十分評価する入札制度の導入に取り組まれたい。

さらに、総合評価落札方式などの価格によらない入札方式を推進する場合、事務処理に時間を要することが懸念されるため、効率的な事務執行や入札事務の迅速化との両立にも配慮し「競争性の確保と行政効率の向上との両立」にも努められたい。

10 長野県出資等外郭団体の見直し

外郭団体の見直しについては、「改革基本方針」に基づき、各関係機関で積極的に進められており、これまで委託料、補助金、負担金などの対団体支出を51億円削減し、団体派遣県職員を132人削減するなど一定の成果があがっている。外郭団体に適用される法律や政省令・通達等の改正がなければ改革できない外郭団体もあることから、積極的に国に働きかけるなど引き続き改革基本方針に記されているスケジュールに沿って実行できるよう一層努力されたい。

11 会計制度改革

県の決算書は地方自治法233条第1項に準拠して適法に作成されている。

ところで、本年5月に総務省が「新地方公会計制度研究会報告書」を公表し、公会計制度整備の具体的目的として、資産・債務管理、費用管理、財務情報のわかりやすい開示、政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、地方議会における予算・決算審議での利用の5項目を指摘し、基準モデルを示して3年を目途に提示・開示を求めている。また、6月に財務省の財政制度審議会も「公会計整備の一層の推進に向けて」を公表し、政府においても公会計整備の一層の推進に向けた積極的な取り組みを強く希望している。

以上のことから、本県においても行政や財政の状況等に関する財務報告が、「発生主義会計で、事業毎の成果・結果が明白になる」ような新たな会計制度の導入についての検討を早急に着手されるよう要請する。

財政課